

令和6年6月市議会定例会提出案件資料

議案第62号 専決事項の承認を求めることについて (令和6年度伊勢市一般会計補正予算(第1号))

(財政課)

これは、令和6年度伊勢市一般会計予算について、低所得者支援及び定額減税補足給付を行うための経費を補正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和6年5月20日付けで専決処分したものである。

補正前の予算額	54,949,000,000円
補正予算額	1,329,886,000円
補正後の予算額	56,278,886,000円

議案第63号 専決事項の承認を求めることについて (伊勢市市税条例の一部改正について)

(課税課)

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることとなったので、伊勢市市税条例を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、同年3月31日付けで専決処分したものである。

その内容は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る特別税額控除の創設、固定資産税に係る負担調整措置の適用期間の延長等を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 令和6年4月1日

議案第64号 専決事項の承認を求めることについて (伊勢市都市計画税条例の一部改正について)

(課税課)

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることとなったので、伊勢市都市計画税条例を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、同年3月31日付けで専決処分したものである。

その内容は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の負担調整措置の適用期間の延長を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 令和6年4月1日

議案第65号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）

（財政課）

これは、高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の締結について追認を得るため議会の議決を求めるに当たり、債務負担行為を設定するものである。

議案第66号 令和6年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）

（財政課）

補正前の予算額	56,278,886,000円
補正予算額	315,538,000円
補正後の予算額	56,594,424,000円

議案第67号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

（観光振興課、都市計画課）

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものである。

- 1 設置する附属機関 伊勢市宿泊税検討委員会及び伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会
- 2 施行期日 公布の日

議案第68号 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について

（子育て応援課）

これは、伊勢市子ども・子育て会議の所掌事務を追加するため、条例を改正しようとするものである。

- ・施行期日 公布の日

議案第69号 伊勢市市税条例の一部改正について

（課税課）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

- ・施行期日 公布の日及び令和7年4月1日

議案第70号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について

（課税課）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例割合を定めるため、条例を改正しようとするものである。

- ・施行期日 公布の日

**議案第71号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について**

(保育課)

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置の基準を改めるため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 公布の日

**議案第72号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部改正について**

(福祉総合支援センター)

これは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とするため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 公布の日

議案第73号 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(医療事務課)

これは、市立伊勢総合病院の診療科目のうち呼吸器外科を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

・施行期日 公布の日

議案第74号 三重南消防通信指令事務協議会の設置について

(消防総務課)

これは、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するにつき、三重南消防通信指令事務協議会を設置するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

・施行期日 令和6年8月8日

議案第75号 事務用パソコンの取得について

(デジタル政策課)

これは、事務用パソコンを取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第76号 校務用コンピュータ機器の取得について

(教育研究所)

これは、校務用コンピュータ機器を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第77号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

(消防課)

これは、小型動力ポンプ付積載車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第78号 高規格救急自動車の取得について

(消防総務課)

これは、高規格救急自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第79号 財産の無償貸付について

(資産経営課)

これは、財産を無償で貸し付けるにつき、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第80号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定について（追認）

(基盤整備課)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定を締結したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第81号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の変更について（追認）

(基盤整備課)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の有効期限及び協定金額を変更したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第82号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和4年度～令和5年度橋梁架替（下部工）工事（P1・P2橋脚）】の受託事業契約について（追認）

(基盤整備課)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和4年度～令和5年度橋梁架替（下部工）工事（P1・P2橋脚）】の受託事業契約を締結したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第83号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和5年度～令和7年度橋梁架替（下部工）工事（P3～P5橋脚）】の受託事業契約について（追認）

(基盤整備課)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和5年度～令和7年度橋梁架替（下部工）工事（P3～P5橋脚）】の受託事業契約を締結したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第84号 市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和5年度～令和7年度橋梁架替（下部工）工事（P3～P5橋脚）】の受託事業契約の変更について（追認）

(基盤整備課)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和5年度～令和7年度橋梁架替（下部工）工事（P3～P5橋脚）】の受託事業契約の契約金額を変更したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第85号 市道の路線の認定について

(維持課)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。

- ・認定しようとする路線 5路線

議案第86号 字の区域の変更について

(総務課)

これは、宇治今在家町の字の区域の変更をするにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

報告第1号 繰越明許費繰越しの報告について

(財政課)

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、戸籍住民システ

ム管理経費ほか24事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、議会に報告するものである。

報告第2号 事故繰越しの報告について

(財政課)

これは、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、伊勢市総合住民情報システム改修業務委託（森林環境税対応）に係る事故繰越し繰越計算書を調製したので、議会に報告するものである。

報告第3号 伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて

(財政課)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、伊勢市水道事業会計における3事業に係る繰越額の使用に関する計画について報告があったので、議会に報告するものである。

報告第4号 伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて

(財政課)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、伊勢市下水道事業会計における9事業に係る繰越額の使用に関する計画について報告があったので、議会に報告するものである。

報告第5号 専決処分事項の報告について

(ごみ減量課)

これは、辻久留2丁目地内において発生した交通事故による人身損害に係る損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を定めるため、令和6年5月28日付けで専決処分したものである。

報告第6号 専決処分事項の報告について

(教育総務課)

これは、二俣4丁目地内において発生した強風に飛ばされた物干し竿と車両の接触による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を定めるため、令和6年6月3日付けで専決処分したものである。

報告第7号 専決処分事項の報告について

(維持課)

これは、市に対し、道路及び側溝用地として市が使用している土地の明渡しと損害賠償を求める訴訟が提起された事件について、和解するため、令和6年6月7日付け及び同月11日付けで専決処分したものである。